



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出()	1
○保安林の解除予定の通知(治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(6件)()	1
○基本測量の実施の通知(用地対策課)	2
○基本測量の終了の通知(2件)()	2
○公共測量の実施の通知(3件)()	2
○公共測量の終了の通知(5件)()	3
○道路の供用開始(道路課)	3
○建築基準法による道路の位置の指定(建築指導課)	3
公 告	
○土砂災害特別警戒区域における特定開発行為に関する対策工事等の完了(防災砂防課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正(3・24揭示)	4
高知県収用委員会公告	
○公示による送達(3・31揭示)	4

告 示

高知県告示第217号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
訪問看護ちどり 南国市篠原1818-1 コーポス 令5・4・1
カイラーク105

高知県告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
藤川クリニック 香南市野市町西野2192-2 令7・12・1
HEIWA M 南国市大埞甲1203-5 " " 31
ED CLINIC

四万十市奥屋内 四万十市西土佐奥屋内981-1 " " "
へき地出張診療所

川添歯科診療所 南国市岡豊町常通寺島148番地 " " "
吉野歯科 須崎市大間東町188 " " "
下元調剤薬局清 土佐清水市幸町4-1 ニュー " " "
水店 ヴァレーマンション1F

高知県告示第219号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤字フタマタ91の13から91の15まで
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第220号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐半家字アフリ越1788、字新谷上1791
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第221号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町大植字景畑4368、4369、4370の1、4370の2、4371
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第222号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日	高知県知事 濱田 省司
1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町長者字シミツ丁3900から丁3902まで、丁3909、丁3910	
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
3 変更後の指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度	
次のとおりとする。	
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
高知県告示第223号	
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。	
令和8年4月7日	高知県知事 濱田 省司
1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町長者字ミツイシ丁437、丁438	
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
3 変更後の指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	
次のとおりとする。	
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
高知県告示第224号	
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第	

249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町戸川字源佐小家場山1180
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第225号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町十和川口字船ノ川941の1から941の6まで、942の2から942の8まで、942の18、942の19、942の25から942の27まで
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第226号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和8年3月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 作業期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 作業地域
高知市、室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、土佐郡大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、構原町、津野町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第227号

国土交通省国土地理院長から令和7年7月高知県告示第480号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和8年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第228号

国土交通省国土地理院長から令和7年7月高知県告示第481号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和8年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第229号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年3月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年2月17日から同年10月30日まで
- 作業地域
四万十市山路地内

高知県告示第230号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を

施する旨の通知を令和8年3月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年3月19日から同年11月14日まで
- 3 作業地域
吾川郡いの町上八川上分

高知県告示第231号

高知県土木部中央東土木事務所本山事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年3月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年3月23日から同年8月30日まで
- 3 作業地域
長岡郡本山町上関

高知県告示第232号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和7年8月高知県告示第510号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年11月4日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第233号

檮原町教育長から令和7年8月高知県告示第511号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年9月1日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第234号

高知県土木部幡多土木事務所土佐清水事務所長から令和7年8月高知県告示第517号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第235号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和7年9月高知県告示第575号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月13日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第236号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和7年10月高知県告示第638号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月17日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和8年4月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山字アセ山816番2から 高知市土佐山字アセ山818番2まで	97	令和8年4月7日

高知県告示第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

土佐市高岡町字摺木	丙254番11	5.00	28.07	
-----------	---------	------	-------	--

公 告

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告する。

令和8年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
I-957 日比原(2)
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
高知市本町五丁目1番45号 高知市長 桑名 龍吾
- 3 特定開発行為に関する対策工事等の検査済証の交付年月日
令和8年3月23日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第61号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

1 病院の表中

医療法人高幡会介護老人保健施設あけぼの	高岡郡四万十町古市町6番12号
---------------------	-----------------

を削る。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和8年4月21日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

令和8年3月31日（揭示済）

高知県収用委員会会長 近藤 啓明

1 書面の種類

令和8年3月25日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

(1) 安芸市穴内字立岡乙2462番の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

住所及び氏名不明

亡長尾康仁の相続人

住所及び氏名不明

亡石田龍彦の相続人

(2) 安芸市穴内字立岡乙2462番の土地の関係人（抵当権者）のうち次の者

不明。ただし、登記名義人

住所不明。ただし、登記簿上の住所

大阪市東成区大今里町140番地

田所 藤吉